

一般社団法人 静岡県剣道連盟定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人静岡県剣道連盟と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、静岡県下における剣道（居合道及び杖道を含む。以下同じ。）を統括する唯一の団体として広く剣道の普及振興を図り、もって心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材の育成及び剣道の理念を実践し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、剣道に関する次の事業を行う。

- (1) 審査規程、試合規則、審判規則、アマチュア規程その他諸規程等の制定
- (2) 称号及び段位の推せん並びに段級位の審査及び登録
- (3) 各種大会の開催及び参加
- (4) 講習会、研修会等の開催及び人材の育成強化
- (5) 古武道の伝承及び資料の収集
- (6) 機関紙及び図書発行
- (7) 道場の建設及び管理運営
- (8) 静岡県内にある各地区の剣道連盟（以下「地区連盟」という。）に対する指導助言
- (9) 一般財団法人全日本剣道連盟に対し、静岡県内の剣道界を代表して加盟し、その事業に参
- (10) 公益財団法人静岡県体育協会に対し、静岡県内の剣道界を代表して加盟し、その事業に
- (11) 功労者の表彰
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、社会的な信用を維持するうえでふさわしくない事業又は取引を行ってはならない。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 地区連盟の推薦を受けた者で、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会で承認を受けたもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を後援する個人又は団体で、所定の入会申込書を会長に提出し、社員総会で承認を受けたもの
- (3) 名誉会員 剣道の功労者で、社員総会において推薦され、これを承諾したもの
- (4) 一般会員 この法人の目的に賛同する剣道 3 級以上の取得者で、所定の入会申込書を会長に提出し、一般会員名簿に登録されたもの

(社 員)

第 6 条 前条の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 2 この法人は、正会員の氏名及び住所を記載した正会員名簿を作成し、定款とともに、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 前項の正会員名簿をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員名簿とする。

(会費等の支払)

第 7 条 正会員は、理事会で別に定める入会金及び会費年額をこの法人に支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、理事会で別に定める会費年額をこの法人に支払う義務を負う。
- 3 一般会員は、理事会で別に定める入会金（登録料）及び会費年額をこの法人に支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 この法人の会員は、所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員がこの法人の名誉をき損したとき、この定款その他の規則等に違反する行為をしたとき又はその他除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、当該除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 この法人の会員は、前 2 条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 総正会員の同意
- (2) 死亡又は解散

第 4 章 社 員 総 会

(構 成)

第 11 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部の譲渡
- (8) 解散
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及びこの法人の運営に関する重要な事項

(開 催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として各事業年度終了後一定の時期に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が社員総会の 2 週間前までに、正会員に対して開催日時、場所、議題等を通知することにより招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長はその総会において出席者のなかから選任する。

(議 決 権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解 散
- (5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前2項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(理事等の説明義務)

第 18 条 理事及び監事は、社員総会において、正会員から特定の事項について説明を求められた場合は、当該事項について説明しなければならない。

(監事の調査報告義務)

第 19 条 監事は、会長が社員総会に提出しようとする議案及び書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認められる場合は、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(議 事 録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 10名以上15名以内（会長、副会長及び専務理事を含む。）

(2) 監 事 3名以内

2 理事及び監事は、社員総会において選任する。

3 理事の中から会長 1 名、副会長 3 名以内、専務理事 1 名を理事会において選定する。

4 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とする。

5 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は 3 親等内の親族その他当該理事と特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。監事についても同様とする。

6 各理事は、法令に規定する欠格事由に該当する者であってはならない。監事についても同様とする。

7 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

8 この法人と理事及び監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(会長、副会長及び専務理事の職務及び権限)

第 22 条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、社員総会及び理事会の決定事項その他の業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の事務を処理する。

4 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

4 監事は、理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べなければならない。

5 第 1 項の監査報告は、主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事等の責任)

第 24 条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、この法人のために忠実にその職務を行わなければならない。

- 2 理事及び監事は、その任務を怠ったときはこの法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(理事及び監事の任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、非常勤とする。

- 2 理事及び監事は、無報酬とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、費用実費を弁償することができる。

第 6 章 理 事 会

(設 置)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

(理事会の権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第 29 条 理事会は、必要なとき随時開催する。

- 2 理事会は、会長が各理事及び各監事に対し、開催日時及び場所等を通知することにより招集する。
- 3 各理事及び各監事は、会長に対し理事会の開催を請求することができる。

(議 長)

第 30 条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 理事は、理事 1 名につき 1 個の議決権を有する。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(議 事 録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 決議に参加した理事であって理事会の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

4 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 7 章 事業年度及び会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の原則)

第 34 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(会計帳簿の作成)

第 35 条 この法人は、法令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 会長は、各事業年度開始前に、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第 37 条 会長は、各事業年度終了後一定の時期に、法令の定めるところにより、前事業年度の事業報告、貸借対照表、損益計算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類及び定款は、主たる事務所に備え置かなければならない。

(剰余金分配の禁止等)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

- 2 この法人は、その事業を行うにあたり、特定の個人又は団体に特別の利益を与えてはならない。

(財産の管理)

第 39 条 この法人の財産は、理事会の決議に基づいて会長が管理する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 41 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法等

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(書類の開示)

第 44 条 この法人の正会員及び債権者は、この定款の規定に基づき備え置くべき書類（債権者にあつては、第 6 条の正会員名簿及び第 32 条の理事会の議事録を除く。）の閲覧を請求することができる。

第 10 章 地区連盟及び事務局その他

(地区連盟)

第 45 条 この法人の目的に賛同する地区連盟で、社員総会の承認を得たものは、当法人の正会員となる候補者を推せんする資格が与えられる。

- 2 地区連盟が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議を経て、前項に規定する資格を取り消すことができる。
 - (1) この法人の名誉を失墜する行為のあったとき。
 - (2) この法人の目的に違反する行為のあったとき。
 - (3) その他地区連盟として不相当と認められたとき。

(顧問及び参与)

- 第 46 条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応じる。
 - 3 顧問及び参与は、会長が社員総会の承認を経て委嘱する。

(専門委員)

- 第 47 条 この法人に専門委員で構成する専門委員会を置く。
- 2 専門委員は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。
 - 3 専門委員会の組織、運営等については、会長が理事会の承認を経て別に定める。
 - 4 専門委員の任期は 2 年間とする。

(事務局)

- 第 48 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置くことができる。
 - 3 前項の選任は会長が決定する。
 - 4 事務局の組織及びこの法人の内部管理に必要な規則その他については、理事会が別に定める。

(委 任)

- 第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 2 この定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、滝川貞司とする。

登記（事業年度開始日） 平成 2 4 年 4 月 1 日

附 則

平成 2 4 年 5 月 2 0 日、一部改定。
平成 2 5 年 2 月 2 4 日、一部改定。
平成 2 8 年 2 月 2 8 日 一部改定。

参画
参画